2026 年 11 月
明治大学国際日本学部　教授
一般社団法人スウェーデン社会研究所　代表理事・所長
鈴木賢志

【研究用資料ノート】

スウェーデン政府調査報告書（2025）『すべての人のための知識 — 授業と学習に焦点を当てた新学習指導要領』

SOU 2025:19, Kunskap för alla – nya läroplaner med fokus på undervisning och lärande.

> *※本ノートは Gemini Notebook を用いて要約した内容を加筆修正して作成したものであり、自他の研究に役立てることを目的としている。*

概要

本報告書は、スウェーデンの義務教育における学力低下と格差拡大に対する反省に基づき、知識重視の教育体系へ転換するための指導要領の改革を提案している。教師の指導的役割を強化し、科学的根拠に基づいた対等で質の高い教育基盤の確立を目指して、2028 年 7 月からの施行が予定されている。

１．法令改正案（Författningsförslag）

義務教育制度における知識重視の教育方針と対等性を再構築するため、学校法（Skollagen）、学校条例（Skolförordningen）、および各学校種の新学習指導要領省令の具体的な改正条文案を提示している。

(1) 学校法の改正案

①教育目的と「指導」の再定義

教育の目的を「児童生徒への知識と価値の伝達（förmedla）および定着（förankra）」と明確化し、指導（undervisning）は教師が自ら決定し主導する集団主体のプロセスであると定義した。

②支援制度の再編

現場に過度な事務負担と要件適応を強いていた「特別調整（extra anpassningar）」の規定を廃止し、通常の学級指導内で予防的指導を行った上で、不十分な場合に補習授業や特別支援を迅速に提供する仕組みへ改めた。

③評価表現の転換

成績や支援要件にあった「基準を満たす（uppfylla）」という文言を取りやめ、「教科の目標と内容に示された知識を身につける（tillgodogöra sig kunskaper）」という表記へ変更した。

④学習指導要領の法的一体化

従来バラバラに規定されていた理念・目標、授業時間、教科目標、成績・評価基準を、法的に 1 つの包括的な「学習指導要領（läroplan）」として統合・集約した。

(2) 学校条例の改正案

構造化された授業を通じ、アクティブで連続的な教師による支援を全児童生徒に提供することを規定した。また、各学校種の授業時間や評価手続きの条文を整理した。

(3) 新学習指導要領省令案

基礎学校（grundskolan）、適応基礎学校（anpassade grundskolan）、特別学校（specialskolan）、サーミ学校（sameskolan）のそれぞれに向けた指導要領省令案を編纂した。各教科の指導要領（kursplaner）は、「目的（syfte）」、「学校目標への貢献」、「目標と内容（mål och innehåll）」、「指導戦略（undervisningsstrategier）」、「成績・評価基準（betygs- och bedömningskriterier）」の 5 項目で統一編纂される。

(4) 施行時期および経過措置

改正法案は 2027 年 1 月 1 日に施行され、10 年制義務教育の開始に合わせた 2028/2029 学年度（2028 年 7 月 1 日）から実際の教育現場へ全面適用される。

２．課題像、任務および構成（Problembild, uppdrag och disposition）

義務教育における深刻な学力低下と格差拡大の背景要因を分析し、調査委員会に与えられた政府指示の範囲と本報告書の全体構成を提示している。

(1) 義務教育が直面する総合的課題像

①学力低下と格差の拡大

国際学力調査（PISA、PIRLS、TIMSS）において、1990 年代半ば以降スウェーデンの平均学力は低下傾向にあり、生徒間の結果の開きが大きくなっている。1990 年代初頭の規制緩和や学校選択制、旧指導要領（Lpo 94）の知識観が影響を与えたと指摘される。

②知識観の是正

基礎学校において知識を相対的・主観的なものとみなすべきではなく、科学と伝承された経験に基づく確固たる知識基盤を確立する必要性が強調される。

③個別化要求の肥大化と教師の役割変化

過度な個別化や適応要求が教師の主導的役割を弱め、結果的に学習成果の低下や格差の拡大（特に家庭支援の弱い生徒への悪影響）をもたらした。

④認知発達との不適応と評価への偏重

基礎的知識や技能の定着が不十分な段階で、分析や考察などの高次思考能力を早期に求める不合理な要求がなされ、授業・学習よりも評価や成績判断に過度な時間が割かれている。

(2) 調査の任務と範囲

①政府指令（2023:173）の要点

基礎的・事実的知識の強調、児童の認知発達に即した年次間プログレッションの整備、評価基準の適正化、実技・芸術系教科のバランス見直し、読解力強化、デジタル利用の制限・適正化、防衛・NATO に関する記述の導入などが求められた。

②検討の範囲

義務教育学校や学童保育を対象とし、主に国家による学習指導要領の規定内容と、教師の指導権限を強化するための学校法改正案に焦点を当てている。

(3) 報告書の構成

本報告書は、指導要領全体の統制（第 3 章）、前文・基本方針（第 4 章）、教科目標・構造（第 5 章）、実技教科（第 6 章）、読書の強化（第 7 章）、デジタル化（第 8 章）、防衛・NATO（第 9 章）、施行・導入（第 10 章）、影響評価（第 11 章）、および法令解説（第 12 章）で構成されている。

３．指導要領全体の統制

本章には、従来分断されていた教育行政の統制手段を統合し、ナショナル・スタンダードとしての法的・実務的一貫性を確立するための改革案が示されている。

(1)「包括的指導要領（samlad läroplan）」への法的統合

従来は、学校の基本理念や目標を示す前文、各教科の授業時間数、教科指導要領、および成績・評価基準が異なる法令や省令に分散して規定され、相互の整合性や一体感が欠如していた。

改正案では、これらすべての要素を 1 つの包括的な「学習指導要領（läroplan）」省令として集約・一元化することを提案している。

(2) 決定権限の政府一元化

これまで教科の目的や内容は政府が決定する一方、成績・評価基準や一部の学校種の指導要領は学校庁（Skolverket）が決定するというねじれが存在した。またスウェーデンの指導要領は、北欧諸国やイングランドに比べて授業の具体的な進め方や指導方法に関する規定が少ない。これらを踏まえて、新制度では、評価基準を含む指導要領全体の決定権限を政府へ一元化し、国家としての教育統制責任を明確にする。

(3) 時間数と教科内容の連動による「内容過多」の防止

授業時間数と教科指導要領に盛り込まれる学習内容の不整合が、現場における時間不足や内容過多の原因となっていた。今後は教科内容の追加や変更を行う場合、それに伴う授業時間の調整を義務付け、時間枠と学習内容の整合性を厳格に維持する。

(4) 国家支援材料の整理と公式解説・授業例の提供

学校庁が提供してきた膨大かつ錯綜する支援材料を見直し、科学的根拠と証明された経験に基づくものへ厳選・再編する。その上で、指導要領の制定背景や理論的拠点を説明する全国統一の公式解説（kommentarer）と、各教科の優れた授業の実例を新たに開発し、指導要領と一体的にデジタル提示・提供する。

４．指導要領の前文・基本方針と特別支援の見直し

本章では、過度な個別化要求から脱却して教師の指導権限を回復し、特別支援の仕組みを合理化するための具体的施策が提示されている。

(1) 教師主導と集団授業の原則化

過去数十年間に深まった過度な個別化や生徒中心主義的な要求が、教師の指導的役割を弱め、学力低下や格差拡大を招いたと分析する。これに対し、学校法を改正して教育の目的を「知識と価値の伝達および定着」と再定義し、教師が自ら計画・決定し主導する「構造化された集団授業」を教育の原則として位置付ける。

(2)「特別調整（extra anpassningar）」の廃止と支援の再編

現場の教師に過度な書類作成と無制限な授業適合を強いていた「特別調整」を廃止する。通常授業自体を予防的に充実させることを前提とし、理解が不十分な生徒に対しては、煩雑な行政手続きを挟まず迅速に提供できる「補習授業」および「特別支援」の枠組みへと再編する。

(3) 前文構造の簡素化と確固たる知識観の確立

指導要領の前文を「1. 価値観」、「2. 学校の任務」、「3. 学校の目標」、「4. 学校のガイドライン」の 4 領域に再編し、文章の重複や曖昧な概念を整理する。相対的・主観的な知識観を排除し、低学年での読み・書き・計算（フォニックス等の構造的指導）をはじめとする基礎的・事実的知識と技能の確実な定着を目標の最前面に据える。

(4) 現代的課題への適応とバランスの回復

家庭環境の差を補う補償的役割を堅持しつつ、児童の認知発達に配慮した指導方針を徹底する。デジタルツールの目的化・無条件な利用を制限して低学年での紙の教材を重視するほか、持続可能な開発の 3 側面（環境・社会・経済）の明記など、現代の社会的課題に対応した記述へとアップデートする。

５．教科指導要領の原則・構造

(1) 現行教科指導要領の課題

現行の教科指導要領（Lgr 11 および Lgr 22）では、児童の発達段階に対して高すぎる抽象的思考（分析や考察）が早期から求められ、基礎的知識・技能の定着が疎かになっている問題が指摘されている。また、学習内容の具体性や段階間のプログレッション（進行度）が不十分であるために内容が重複しているとか、「比較的好ましい」「概ね機能している」などの抽象的な「価値語（värdeord）」の評価基準の解釈にエネルギーが割かれてしまい、学習よりも評価や成績付けが優先されるという課題が発生している。

(2) 新教科指導要領の策定原則

①確固たる知識志向

全教科で基礎的知識と技能の習得を強調し、特に低学年でその比重を最大化する。

②具体性・適時性の明確化

各段階および学年ごとに、授業で扱う内容と生徒が習得すべき事項を明確かつ具体的に定める。

③教科固有用語と指導戦略

学術的・実践的に合意された教科固有の用語を用い、教員の授業実施を直接支援する「指導戦略」を導入する。

④認知発達への適合とプログレッション

児童の認知発達に応じたレベル設定を行い、段階間の明確な進度を設ける。

⑤授業と学習の優先

評価基準から主要な情報を「目標と内容」へ移管し、評価よりも授業と学びそのものを最優先する。

(3) 教科指導要領の新しい 5 部構造

新構造は学校法に規定され、以下の 5 つの領域から構成される。

①目的（Syfte）

教科の存在意義と知識の重要性を記述する。

②学校目標への貢献（Ämnets bidrag till skolans mål）

指導要領前文の全体目標に教科がどう関わるかを明示する。

③目標と内容（Mål och innehåll）

各段階・学年で扱う内容と生徒が修得すべき事項を統合して記述する。

④指導戦略（Undervisningsstrategier）

各段階における具体的な指導のアプローチや優先事項を提示する。

⑤成績・評価基準（Betygs- och bedömningskriterier）

スケール上の段階のみをシンプルに示し、全評価段階で総合的判断（sammantagen bedömning）を適用する。

６．実技・芸術系教科の見直し（Praktisk-estetiska ämnen）

(1) 実技系教科の現状と課題分析

美術、音楽、技術・手芸（Slöjd）、体育・健康、家庭科などの実技・芸術系教科では、過去の改革により理論・分析・批判的思考や言語的コミュニケーションへの要求が過大となった。その結果、本来の核心である実践的な手作業や作製・身体動作といった実技（görande）が軽視され、言語表現が得意な生徒が優遇される不均衡が生じている。特に美術等で低学年から社会学的な規範分析や概念的理解が求められるなど、児童の発達段階との乖離が課題とされた。

(2) 改革に向けた基本方針と提案

①実践的技能の強調

各教科の核心は実践的・体験的な作業に定めて実技技能の配重を大幅に高め、道具や材料の修練を重視する。

②振り返りの抑制と作業への直結

抽象的な分析や口頭・書面での振り返り要求を抑制し、考察を行う場合も生徒自身の実際の作製や活動に直接結びつける。

③明確な段階的進行

低・中学年では基礎的な実技・動作や器具の扱いを最優先とし、高度で認知的に負荷の高い要素は高学年になってから導入する。

④固有の価値（Egenvärde）と教養（Bildning）

前文において、実技系教科は他教科の手段ではなく、人間的教養の形成において自立した独自の価値を持つことを明記する。

(3) 期待される効果

実技能力に優れる生徒が正当に評価される環境を整え、言語や理論評価に偏らない健全な実践的教育体系の回復を目指す。

7．読書・言語能力の強化

(1) 課題と問題意識

PISA 2022 や PIRLS 2021 等の国際学力調査において、スウェーデンの児童生徒の読解力低下と格差拡大が顕著となっている。特に低学年における基礎的な読解力や語彙力の不足が、全教科の学習に悪影響を及ぼしている。また、音声読み上げ等のデジタル代替手段の過剰な利用が、自力で文字を解読・熟達する訓練機会を損なうリスクとして指摘されている。

(2) 科学的根拠（エビデンス）に基づく指導戦略

読解力は「解読（avkodning）」と「言語理解（språkförståelse）」の積で成立するというモデル（The Simple View of Reading）を採用する。

①低学年におけるフォニックスの徹底

小学校低学年（新 1・2 年生）では、文字と音声の対応を明示的に教えるフォニックス（phonics：構造的音音解読法）と音素意識の指導を最優先とする。

②アナログ媒体と教員指導の重視

紙の本や手書き（紙と鉛筆）による学習が文字認識や語彙定着を促進すると結論付け、教員による読み聞かせ（högläsning）やテキスト対話（textsamtal）を重視する。

(3) 指導要領・教科への具体的反映

①指導要領前文と国語科の改革

前文の全体目標に「早期の読み・書き・計算の習得」を明確に位置付ける。国語科指導要領では、低学年での読書・記述指導に特別な地位を与え、年次ごとの具体的な目標・内容・指導戦略（1・2 年でフォニックスと解読の自動化、3・4 年で読書量拡大と読解戦略、5〜7 年で多種多様な文章の多読）を定める。

②他教科への拡大と評価体系の改定

理科や社会等の他教科指導要領においても、教科固有の語彙獲得や読書機会の保障を明記する。さらに、低学年の「早期支援保証」や国の評価支援材料・全国テストを新指導要領に合わせて再編し、教員負担を減らしつつ的確な早期把握・指導につなげる。

8．デジタル化の見直しと制限

(1) 課題像と従来方針の転換

2017〜2018 年以降推し進められてきた教育のデジタル化や一律の「デジタルコンペテンシー」推進に対し、過度な画面（スクリーン）利用が児童の集中力低下、ワーキングメモリ過負荷、読解力の阻害を引き起こしていると批判された。カロリンスカ研究所やルンド大学等の知見に基づき、政府は従来のデジタル化戦略方針を撤回した。ICILS 2023 等でも生徒のデジタル能力の低下が示され、端末の無条件な日常利用が学習成果に結びつかないことが明白となった。

(2) 新指導要領における原則と提案

①低学年における「原則アナログ」化

低学年の教育環境・活動は、原則としてアナログ環境でのアナログ活動とする。デジタルツールの使用は教育方法論上の明確な付加価値と科学的根拠が証明される例外的な場合に限定し、慎重かつ制限的に扱う。

②中・高学年における段階的・限定的導入

中・高学年でも慎重姿勢を堅持しつつ、児童生徒の年齢や認知発達の成熟度に応じて段階的に導入する。操作スキルの習得ではなく、社会におけるデジタル化の影響理解や、情報の批判的・主体的な検証姿勢（メディア・情報リテラシー）の育成に重点を置く。

(3) 概念規定と各教科指導要領の改定

①「目的」から「手段」への転換

前文等に存在した抽象的・一律的な「デジタルコンピテンシー」規定を撤廃する。デジタルツールは学習のための「手段」であり、それ自体が「目的」ではないことを明確化する。

②教科指導要領での厳格な規定

国語、数学、理科、美術、技術など関連する各教科の指導要領から不必要なデジタルツールの記述を削除・整理し、各教科の学びの本質に真に必要な特定のツール（プログラミングや情報検索、特定の画像・音声編集等）のみを掲載する。

９．総合防衛（totalförsvar）問題と NATO

(1) 歴史的背景と問題の所在

スウェーデンの総合防衛は軍事防衛と民間防衛から構成され、最高警戒状態や戦争時に国家全般で実施される活動である。冷戦期の旧学習指導要領（Lgr 62、Lgr 69、Lgr 80）では、社会科等の教科において市民の兵役義務（värnplikt）や民間防衛義務、有事における社会の仕組みが明記されていた。しかし 1990 年代以降（Lpo 94 以降）、国際安全保障環境の緩和やグローバル化を背景にこれらの記述は削減され、現行の Lgr 22 においても総合防衛や有事・危機への備えに関する直接の記述は存在しない。一方で、近年のウクライナ全面侵攻、世界的な民主主義の衰退、および 2024 年のスウェーデンの NATO 加盟（200 年にわたる軍事同盟非検索・中立の終焉）により安全保障環境は劇的に変化しており、学校教育における安全保障・防衛教育の再構築が急務となっている。

(2) 社会科への具体的導入提案

調査委員会は、基礎学校および特別学校の第 7〜9 学年の社会科指導要領に、軍事防衛・民間防衛を含む総合防衛および NATO に関する知識を明記することを提案している。スウェーデンでは 16 歳から総合防衛義務（totalförsvarsplikten）が課されるため、義務教育終了段階までに防衛の目的、組織、市民の権利と義務を理解させることが防衛意志の醸成や情報発信の観点から不可欠とされる。具体的な文言案は、先行して改定が進む成人教育の基礎課程社会科の記述（軍事・民間防衛、総合防衛義務、FN・NATO・北欧協力等）をモデルとし、中等教育（高校）への円滑な接続を図る。

(3) 他教科への展開と自宅備え（Hemberedskap）

防衛・危機管理は社会科の知識にとどまらず、個人の実践的行動力（自己備え：egenberedskap）を高める必要がある。このため、新指導要領の策定過程において、体育・健康（野外活動・応急手当）、技術（有事の技術インフラや停電対応）、家庭科（公的支援なしで最低 1 週間生き延びる自宅備え・食料備蓄）などの他教科にも関連する実践的内容を組み込むことが検討項目として挙げられている。

(4) 前文・基本方針の改定

総合防衛や NATO という個別用語は専門性が高いため指導要領前文に直接明記はしないが、前文の「社会像」に関する記述を 1990 年代初頭のポスト冷戦観から脱却した現代の地政学的現実に合わせて刷新する。欧州・北欧・国際協力（EU、NATO 等）を通じた複雑な危機への対応力を養い、偽情報や影響工作に対する批判的思考力（情報リテラシー：MIK）の基盤を教科知識と連携して築くことが求められている。

10. 新学習指導要領の実施とその他の必要な変更

(1) 施行時期と法的スケジュール

基礎学校、適応基礎学校、特別学校、サーミ学校における新学習指導要領の施行日は 2028 年 7 月 1 日（2028/2029 学年度）と提案されている。これは、政府が予定している「10 年制義務教育（tioårig grundskola）」の導入日と同日であり、現場の負担軽減のため両改革は一括で実施される。学校法の改正案は 2027 年 1 月 1 日に施行され、2028 年 7 月以降の教育に適用される。スケジュールとして、報告書提出（2025 年 2 月）後、2025 年春のパブリックコメント、2026 年春の国会法案提出・可決、2025 年夏〜2026 年末の国立教育庁による各教科指導要領案の作成、2027 年夏の政府による指導要領決定（施行 1 年前の告示）を経て、2028 年 7 月に全面適用される順序となる。

(2) 経過措置

2028 年秋に第 8 学年または第 9 学年（特別学校では第 9・10 学年）へ進級する生徒に対しては、2 年間の経過措置が設けられる。これにより、該当生徒は旧指導要領（Lgr 22）と現行の成績評価体系のもとで義務教育を修了し、評価の予測可能性と公平性を保つ。

(3) 実施支援・フォローアップと評価

新指導要領の円滑な現場定着に向け、政府・国立教育庁は 2027 年〜2029 年にかけて大規模な全国的実施支援プログラムを展開する。教員、校長、設置者（自治体・私立）を対象に、公式の解説書、優れた授業の実例、ウェブセミナー、および教職プログラムを活用した継続的な研

修を提供する。また、導入プロセスの短期的モニタリングに加え、新指導要領が生徒の学習成果や対等性に与えた長期的影響を外部専門機関と連携して多角的に評価する。

(4) 他の学校種への波及と今後の検討課題

就学前学校、高等学校（Gy 25 導入後）、成人教育についても、本報告書が提示した指導要領の構造や知識志向の原則（「特別調整」の廃止や知識・技能の明確化）に合わせた将来的な見直しが提言されている。さらに本章では、国際学力調査（PISA 等）に過度に依存せずスウェーデン独自の学力推移を追跡する「新たな全国学力評価システム（Nationell kunskapsutvärdering：NKU）」の構築と、エビデンスに基づく授業指導法（科学的根拠と証明された経験）に対する教員支援体制の強化に向けた新たな政府調査委員会の設置が促されている。

11. 影響評価（Konsekvenser）

本章は、本報告書が提案する新学習指導要領や関連法改正が、財政、社会経済、児童生徒、教員・学校組織、行政、および関連業界に与える多角的な影響を分析している。

(1) 財政的影響

①自治体財政

新教育課程の実施は自治体が本来負っている教育・教授責任の範囲内であり、地方自治体財政補償原則による新たな財政負担義務の対象とはならないと分析している。移行期における IT システムの改修や研修対応も、通常の運営範囲内で処理可能である。

②国家財政

2025 年から 2029 年までの導入期間において、国家全体で約 8,000 万スウェーデン・クローナの追加支出を見込んでいる。内訳としては、教科指導要領案の作成・評価（約 4,800 万クローナ）、進行状況の継続的モニタリング（400 万クローナ）、公式解説書の作成（200 万クローナ）、デジタルインフラ整備や問い合わせ対応を含む実施支援（1,600 万クローナ）、および関連政府調査の設置費（1,000 万クローナ）が含まれる。

(2) 社会経済的影響と児童生徒への影響

①学力向上と生産性

授業の質の平準化と学力格差の縮小により、児童生徒の将来的な学習成果と生活機会が向上し、長期的に労働生産性の増大など社会的・経済的に正の影響をもたらすと評価している。

②子どもの権利と障害者配慮

子どもの権利条約や障碍者権利条約に基づき、低学年での基礎技能習得の徹底、迅速な補習授

業の提供、実技系教科における実践的技能重視が、認知発達や学習意欲の維持に寄与するとしている。特に発達障害等の児童に対する過度な認知過負荷を防止する効果が指摘されている。

(3) ペダゴジー・組織・業界への影響

①教員と学校組織

教師の指導権限が明確化され、成績評価事務の負担軽減や授業本位への転換が進む。また、教科指導要領の具体化により、学校監察庁（Skolinspektionen）の指導・監査や教員養成課程の改善が促進される。

②民間設置者および出版業界

私立学校設置者に対しても国家規準の遵守が促進されるとともに、指導要領の明確化によって質の高い教科書やデジタル教材の需要拡大が見込まれている。

12. 法令解説

第 1 章で提示した学校法の具体的な改正条文案について、条文ごとの法的主旨や解釈の指針を詳細に解説している。

(1) 第 1 章：基本規定と定義

①「指導（undervisning）」の再定義（3 条）

指導を「教員および幼稚園教員によって決定され、主導されるプロセス」と定義変更し、教員が自ら計画・指導するアクティブな役割を法的に裏付けている。

②教育目的の転換（4 条）

教育の目的を「児童生徒への知識と価値の伝達および定着」と改め、学力補償機能の継続性を明記している。

③学習指導要領決定権限の一元化（11 条）

学習指導要領の省令決定権限を政府に一元化し、学校庁等への委任規定を削除して国家の教育責任を統理している。

(2) 第 3 章：児童生徒の発達・支援・評価

①通常授業の充実と発展的指導（2 条）

通常の学級指導内で予防的指導を行う原則を定めつつ、学力が容易に伸びる生徒に対しても更なる高みを目指す指導を提供する枠組みを定めている。

②支援制度の再編（5条・7条・10条）

書類手続きを伴う「特別調整（extra anpassningar）」の文言を削除し、必要に応じて迅速に提供される「補習授業（stödundervisning）」へ改定した。

③評価表現の改定

従来の「基準を満たす（uppfylla）」という表現を全面的に取りやめ、「教科の目標と内容に示された知識を身につける（tillgodogöra sig kunskaper）」という客観的な知識修得の表現へ統一している。

(3) 各学校種（第10〜13章）および経過措置の解説

①包括的指導要領の構造

基礎学校（10章）、適応基礎学校（11章）、特別学校（12章）、サーミ学校（13章）の各章において、授業時間数と教科指導要領（5部構造）を包括的指導要領に一元化する規定を新設している。

②成績評価と施行・経過措置

全成績段階での「総合的判断」の適用を規定している。法改正は2027年1月1日に施行され、2028/2029学年度（2028年7月1日）から適用されるが、第8・9学年の生徒には旧規定を適用する経過措置が定められている。

まとめ・所感

本報告書は、1990年代以降の規制緩和や過度な「個別化」「学習者中心主義」が招いた平均学力の低下と生徒間格差の拡大に対する反省に基づき、スウェーデンにおける教育の抜本的な方向転換を提示している。

この動きは「個別最適な学び」や探究学習、GIGAスクール構想を進める日本に対して極めて重要な示唆を与えるものである。

まず「個別化」と「基礎・集団指導」のバランスの問題である。スウェーデンの経験は、生徒中心や個別学習への過度な傾斜が、自己主導能力や家庭の支援力が弱い児童の学力低下や格差拡大を招くことを示唆している。日本が目指す「個別最適な学び」も、教師が主導する質の高い集団授業と確固たる基礎知識の基盤があってこそ成立するということを、あらためて確認する必要がある。

ICT活用については、低学年における紙と手書き、音読といった身体的・感覚的学びの重要性を再認識し、科学的根拠に基づきデジタルを「目的」ではなく「手段」として限定的に位置付ける冷静な視点が必要である。

教員の評価や事務負担の適正化も重要である。観点別評価や個別配慮の書類化が教員を疲弊させる現状を見直し、評価手続きを簡素化して教員が「授業の計画と実践」そのものに集中できる環境を整えることが、教育の対等性と質の回復につながるものと考えられる。

さらにスウェーデンが推進する安全保障・防衛問題に関する取り組みは注目に値する。社会科において危機管理や防衛の全体像を理解し、家庭科において食料備蓄や生活維持の方策を、技術科においてインフラ遮断への対応を、体育科において応急手当や野外生存の手順を学ぶという、教科横断型の「自宅備え」モデルの確立や、SNS 等で拡散する偽情報や世論工作に対する情報防衛の強化は、戦争有事のみならず、地震や台風などの災害リスクを抱える日本の危機管理教育にとって参考になるものと考えられる。